

平成 28 年度

国の施策及び予算に関する提案・要望

平成 27 年 11 月

関 東 地 方 知 事 会

平成27年10月21日に開催した関東地方知事会議において、別紙のとおり決議しました。

つきましては、決議事項の趣旨を御理解の上、その実現について御尽力を賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。

平成27年11月

関東地方知事会

会長	茨城県知事	橋本昌
東京都知事	舛添要一	
栃木県知事	福田富一	
群馬県知事	大澤正明	
埼玉県知事	上田清司	
千葉県知事	森田健作	
神奈川県知事	黒岩祐治	
山梨県知事	後藤斎	
静岡県知事	川勝平太	
長野県知事	阿部守一	

目 次

1 地方分権改革の推進について	… 1
2 外国人旅行者の受入環境整備の拡充について	… 13
3 地域公共交通維持確保に向けた取組について	… 15
4 都道府県指定がん診療病院に対する診療報酬上の評価について	… 17
5 国による福祉医療費助成制度の創設及び国庫負担金等の削減措置の廃止について	… 18
6 男性不妊治療に係る助成制度の創設・拡大について	… 20
7 関東圏における交通ネットワークの強化について	… 21
8 国の「健康・医療戦略」等への「未病」の明確な位置づけについて	… 24
9 平成27年度経済対策の実施について	… 25
10 地域の実情に応じた大都市制度の見直しについて	… 26
11 都道府県医療計画等の策定における保険者等関係者から都道府県への情報提供について	… 27
12 平成27年9月関東・東北豪雨による被害への対応について	… 28

1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠である。

地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、国を挙げた「地方創生」の取組が動き始めた中にあって、「地方創生」においても地方分権改革はその基盤となるものとされており、極めて重要なテーマとして、その着実な推進を図ることが必要である。

政府は、地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、国と地方の協議の場に関する法律や累次にわたる一括法を成立させるとともに、昨年度から「提案募集方式」を導入するなど地方分権改革を進めている。

しかしながら、これまでの政府の取組は、義務付け・枠付けの見直しに際して「従うべき基準」が多用されてきたことや、国から地方への事務・権限の移譲に関してこれまで地方が強く移譲を求めてきたものの一部しか実現していないこと、「提案募集方式」による地方からの提案について実現に至らなかつたものが相当数あることなど、十分とは言えない状況にある。

政府においては、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるという地方分権改革の原点に立ち、「地方分権改革の総括と展望」において改革の使命とされている「個性を活かし自立した地方をつくる」を実現するために、国から地方への事務・権限の移譲や税源移譲の実現等の更なる改革の具体化に向け、強いリーダーシップのもと、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

内閣府の「月例経済報告」では、景気は、このところ改善テンポにばらつきもみられるが、緩やかな回復基調が続いているとされている。しかし、住民生活を守り、地方経済を支える地方財政は、三位一体の改革による地方交付税の削減や社会保障関係費等が増加す

る中にあって、消費税率10%への引上げが延期されたこともあり、依然として厳しい状況にある。

このため、持続可能で安定的な財政運営ができる地方税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

したがって、政府は今後の地方分権改革を推進するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

I 真の地方分権型社会の実現

1 事務・権限の移譲

国の役割は外交・安全保障などに特化し、地方でできることは地方に移譲するという観点から、これまでの一括法等によって国から地方へ移譲される事務・権限にとどまらず、地方の意見を十分に踏まえ、これまで地方が強く求めてきたハローワークや中小企業支援に係る事務・権限などの移譲についても、積極的に取り組むこと。

特に、ハローワークの移管については、東西1箇所ずつ（埼玉県・佐賀県）のハローワーク特区の実施から3年が経過することから、全国知事会が「ハローワーク特区等の成果と課題の検証について」（平成27年6月30日）をとりまとめたところであり、国においてもハローワーク特区や一体的実施等の成果等の検証を進め、地方への移管を早期に実現すること。

それまでの間、ハローワーク特区や一体的実施の一層の充実を図るとともに、ハローワーク求人情報のオンライン提供については、地方自治体の職員が、求職者情報や相談記録等を含むハローワーク職員用端末を使用できるようにするなど国と同内容の情報を利用できるように環境を整備すること。

事務・権限の移譲に当たっては、税財源を一体的に移譲し、新たに担う役割に見合う財源を、全ての地方自治体が確保できるようすること。なお、税財源の移譲が実現するまでの間は、移譲される事務・権限に係る事業の実施に要する財源総額を、法律に基づく交

付金により確実に措置すること。

また、人員の移管を伴う場合には、地方が必要とする人材の確保が可能となるよう、主体的に選考できる仕組みなどについて、地方と十分に協議を行うこと。

2 義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進できるようにするため、「従うべき基準」は真に必要なものに限定すること。

福祉施設に配置する職員の数、居室の面積などの既に設定された「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すとともに、今後の見直しに当たっても、地方の裁量を許さない新たな「従うべき基準」の設定は原則行わないこと。

なお、設置基準等が条例に委任される施設等については、地方が独自に基準を策定した場合でも、国庫補助負担金や介護報酬の設定などを通じて、実質的に地方の自由度を損なうことのないよう留意すること。

また、今後の新たな義務付け・枠付けを必要最小限にするため、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された、各府省における法案の立案段階での「チェックのための仕組み」を確立すること。

さらに、国が審査請求・再審査請求を受けて行う裁判的関与については、国民の権利利益を迅速かつ公正に救済する仕組みにも配慮した上で、地方分権の視点から見直すこと。

3 「提案募集方式」による改革の推進

地方分権改革を着実に推進するという趣旨で、「提案募集方式」が昨年度導入されたが、国は、同方式を導入した後も、これまで地

方が強く求めてきた地方分権改革を確実に進めるとともに、国自らが権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等の検討を進め、更なる地方分権改革に主体的に取り組むこと。

昨年度は、地方からの提案のうち、約57%について対応する旨の方針が示されたところであるが、その中には「引き続き検討を進める」とされた提案や提案どおりの対応になっていないものも数多く含まれている。

今年度においては、地方から334件の提案があり、現在、国において検討しているところであるが、制度導入の趣旨を踏まえ、提案が実現されるよう政府全体として積極的に取り組むこと。

また、昨年度の対応方針のうち、「引き続き検討を進める」とされている提案については政府全体として適切なフォローアップを実施し、速やかに提案を実現するとともに、その他の事項も含めた対応方針全体の進捗状況を地方と共有すること。

さらに、提案の対象が「地方公共団体への事務・権限の移譲」及び「地方に対する規制緩和」に限定されているが、税財源に関することも提案対象とするよう見直しを図ること。

今後の「提案募集方式」の実施に当たっては、具体的な支障事例等を基礎とするだけではなく、住民に身近な行政は地方自治体にできる限り委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視すること。

4 「国と地方の協議の場」の実効性確保

国と地方の協議に当たっては、真に国と地方が対等・協力の関係のもと、協議の対象を幅広く捉え、国は自ら、政策の企画・立案段階から積極的に地方と協議し、地方の意見を十分に反映させること。

また、協議に際しては、事前の検討期間を十分設けるほか、分科会も積極的に活用するなど、実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。

5 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法の抜本改正などを行うこと。

II 真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

1 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化のための抜本的改革

地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とするためには、地方が自由に使える財源の拡充につながる地方税財政制度の抜本的改革が不可欠である。現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、仕事に見合う税源が地方に配分されていない。地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図るため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国からの税源移譲を速やかに進めること。

この場合において、税財源の調整が優先され、税源移譲の推進が偏在是正措置という名目で地方間の水平調整に置き換えられることがないようすること。

また、地方法人課税の偏在是正について、平成27年度与党税制改正大綱では、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得るとされたところであるが、平成26年度与党税制改正大綱において、消費税率10%段階で廃止するとされている地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、そもそも税の受益と負担の原則に反するとともに、地方税を充実するという地方分権の基本方向にも逆行するものであるため、このような不合理な暫定措置は確実に撤廃し、地方税として復元すること。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間にあっても、全ての地方自治体の財政運営に支障が生じないよう、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

2 社会保障関係費に係る安定財源の確保等

年金、医療、介護、子ども・子育ての社会保障4分野の充実及び安定化の財源として、平成26年4月に消費税率の3%引上げが行われ、地方分として新たに0.92%が配分された。

少子高齢化の更なる進行に伴い、社会保障関係費は今後も増大することが見込まれている。こうした中にあっても、地方が社会保障分野において担っている役割や地方単独事業の重要性を十分に踏まえ、社会保障サービスを安定的に提供していくかなければならない。このため、平成29年4月における消費税及び地方消費税率の10%への引上げの際には、地方への安定した財源配分を確実に行うこと。なお、軽減税率を導入する際には、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確保する方策を同時に講ずること。

また、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく改革を推進するに当たっては、今後の大幅な人口減少と少子高齢化を見据え、国民の負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現できるよう、社会保障の機能の充実、給付の重点化、制度の運営の効率化に向けた検討を更に進めるとともに、「国と地方の協議の場」などにおいて地方と真摯な議論を行うなど、制度設計に当たっては、企画立案段階から地方の意見を十分に反映させること。

特に、国民健康保険制度の見直しについては、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となるが、将来にわたり持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平

準化に向けて、引き続き地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。その際には、新たな地方負担を前提とせず、あくまで国の責任において、全ての地方自治体に対して財源を確保すること。

3 自動車関連諸税等の見直しへの対応

平成27年度与党税制改正大綱において、消費税率10%段階での車体課税の見直しについては、平成28年度以後の税制改正で具体的な結論を得ることとされたところであるが、自動車取得税の廃止など車体課税の抜本的な見直しに当たっては、都道府県はもとより市町村への影響が大きいことから、自動車取得税がこれまで地方の社会基盤整備などの貴重な安定財源となってきた経緯等を踏まえ、地方自治体に減収が生じることのないよう、自動車取得税の廃止と同時に、国の責任において地方税による安定的な代替財源を確保すること。

また、同大綱で森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保については、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得るとされたものの、削減目標が設定された現在においても、結論は示されていない。については、国税の「地球温暖化対策のための税」について、使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方税源化するなど、地方の役割等に応じた税財源を確保する仕組みを速やかに創設すること。

さらに、原油価格の異常な高騰が続いた場合の軽油引取税などの課税停止については、一定の期間、適用を停止することとされているが、今後、当該措置が適用される場合には、国の責任において全ての地方自治体に対し、確実に減収分の補填措置を行うこと。

4 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方団体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方団体の重要な財源であることから縮減は行わないこと。

また、法人住民税の国税化は、自主財源である地方税を縮小することにほかならず、地方分権の流れに逆行することから、今後の在り方について引き続き議論し、地方分権改革に資する地方法人課税とすること。

5 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保等

平成27年度与党税制改正大綱では、法人事業税の外形標準課税の拡大等による課税ベースの拡大を行うことで財源を確保しつつ、経済の好循環の実現を力強く後押しするために、法人実効税率の引下げを先行し、平成28年度以降の税制改正においても20%台まで引き下げるを目指すとされ、「経済財政運営と改革の基本方針2015」においては、税制の構造改革の基本方針として、現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了することとされた。

今後の税率引下げの検討に当たっては、恒久減税には恒久財源を用意するという原則に則り、地方税による代替財源を確保し、地方交付税原資の減収分も含め、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

また、法人実効税率の引下げに関連し、地方自治体が自らの課税自主権に基づき実施している超過課税については地方自治体の判断を尊重すること。

法人税改革を継続する中で、外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行うこととされたが、地域経済への影響も踏まえて、引き続き、中小法人への負担に配慮し慎重に検討すること。

また、あわせて検討することとされた分割基準のあり方については、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスと

の受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点を踏まえるとともに、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客觀性のある指標とすることを基本とし、見直しを検討すること。

6 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応している。また、その税収の7割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっても貴重な財源となっている。

以上のような厳しい地方団体の財政状況等を踏まえ、現行制度を堅持すること。

7 課税自主権の拡大

地方自治体の最も基幹的な自主財源である地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等が認められているものの、実際の適用には高いハードルがある。

神奈川県臨時特例企業税条例を違法、無効とした平成25年3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。

この判決の補足意見では、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたところである。

こうした指摘も踏まえ、真の地方分権型社会の実現に向けて、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的見直しの検討を進めること。

8 地方交付税の復元・充実及び臨時財政対策債の廃止

地方交付税については、地方固有の財源であることを明確にし、

国による義務付けや政策誘導は排除すること。

また、地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を実施するには、基盤となる財源の確保が必要であることに加え、今後社会保障関係費の大幅な増加が見込まれることから、地方財政計画に地方の行政需要を的確に積み上げ、地方交付税本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を充実すること。

特に、「経済財政運営と改革の基本方針2015」では、地方についても「人口減少等を踏まえ、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行う」とこととされたが、アベノミクス効果が地域の隅々にまで行き渡っていないことを踏まえ、歳出特別枠及びそれに伴う別枠加算を含め地方歳出の一方的な削減は行わないこと。加えて、「地方交付税のセーフティーネット機能を維持しつつ、例えば歳出効率化に向けた取組で他団体のモデルとなるようなものにより、先進的な自治体が達成した経費水準の内容を基準財政需要額の算定に反映すること等によって、地方の歳出効率化を推進すること」とされたが、地方の財政力や行政コストの差は、人口や地理的条件など、歳出削減努力以外の要素によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことを十分留意すること。

さらに、平成27年度の地方財政対策において、地方交付税の法定率の見直しが行われたが、特例的な措置である臨時財政対策債は抑制されたものの継続され地方の財源不足は解消されていないことから、引き続き法定率の引上げを含めた抜本的な見直しによって対応することとし、臨時財政対策債は廃止すること。

臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

なお、廃止までの間、臨時財政対策債発行可能額の算定においては、過度な傾斜配分にならないようにすること。

9 退職手当債の継続

退職手当債については、今後も退職手当額が引き続き高水準で推移すると見込まれることから、平成27年度までとなっている時限措置を平成28年度以降も継続すること。

10 国庫補助負担金改革

国庫補助負担金改革は、地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく、最終的には自主財源である地方税として税源移譲することが目的であることから、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係るものについては、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うこと。無論、国の負担を地方に付け替えるような一方的な見直しは厳に慎むこと。

なお、各府省の交付金等についても、税源移譲されるまでの間は、地方の自由度拡大や事務手続の簡素化などによる一層の運用改善等を図るとともに、地域経済に悪影響を与えることのないよう、事業の着実な実施のために必要な予算を継続的に確保すること。

また、国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

については、「空飛ぶ補助金」のうち中小企業支援やまちづくり、里山整備など地域振興に資するものは、都道府県へ権限・財源を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

11 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策

として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課すものであることから、国と地方の役割分担等の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲とあわせ、制度の廃止など抜本的な改革を速やかにかつ確実に進めること。

また、その際には、社会資本整備の着実な実施に配慮した新たな仕組みづくりに向けて、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と十分に協議をすること。

2 外国人旅行者の受入環境整備の拡充について

昨年の訪日外国人旅行者数は、1300万人を突破し過去最高を記録した。さらに、今年に入ってからも、1月～8月の累計で1200万人を超えるなど、昨年を大幅に上回る数で推移している。

国が目指す訪日外国人旅行者数2000万人達成に向けては、日本が誇る観光資源を磨き上げ、世界に広く発信することはもとより、世界各国から訪れる旅行者がストレスなく、安心かつ快適に観光を楽しめるよう、旅行者の移動や滞在を支える基盤をソフト・ハード両面から整えていくことが重要である。

また、国が公表した「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」にも記載がある通り、スピード感を持って、あらゆる切り口から、国内において「攻め」の受入環境整備を徹底・強化していく必要がある。

しかし、各施策の実現にあたっては、国の法制度等による規制により、取組を進めることが困難であることや、地方自治体単体での取組だけでなく、他の自治体を巻き込んだ広域的な連携や民間事業者の取組を後押しすることが効果的なことも多い。

「2000万人時代」を万全の備えで迎えるべく、外国人旅行者の受入環境整備について、以下の事項を実現するよう強く求める。

- 1 観光目的で来訪する外国人旅行者に対し査証発給要件の緩和措置を行うこと。
- 2 外国人旅行者が利用しやすい無料の公衆無線L A N等の整備を推進すること。
- 3 外国人旅行者がキャッシュレス旅行を行うための環境の整備を推進すること。

- 4 免税販売手続に関して、外国人旅行者の一層の利便性の向上を図ること。
- 5 外国人旅行者の多様な文化・習慣に配慮した環境の整備を推進すること。
- 6 外国人旅行者の多様なニーズに対応した通訳ガイドサービスが提供できる体制を整備すること。

3 地域公共交通維持確保に向けた取組について

鉄道・バスなどの公共交通は、地域住民の移動手段として、また、交流人口を支える社会基盤として、大変重要な役割を果たすものであり、地域住民の生活維持や地域間交流の促進を図るため、公共交通を維持確保していくことが求められている。

しかし、モータリゼーションの進展や少子高齢化、人口減少の進行を背景に公共交通の利用者は減少傾向にあり、地域鉄道や路線バスの廃止が相次いでいるところである。それに対し、高齢者や高校生の移動手段の確保のため、市町村によるコミュニティ交通の運行等による財政負担が増加するなど、公共交通の維持確保には非常に厳しい状況となっている。

交通政策基本法においては、国の責務として、少子高齢化の進展や大規模災害等への対応、環境負荷の低減、様々な交通手段の適切な役割分担と連携、などの基本理念にのっとり、交通に関する施策を総合的に策定・実施するとされているところである。

については、基本法の基本理念にのっとり、交通需要者のニーズに対応できる公共交通体制を確立するため、以下の事項を実現するよう強く求める。

1 路線バス補助制度の充実

地域住民の生活に必要な地域公共交通の維持確保を図るため、交通不便地域等において運行される公共交通に対して補助を行う、国の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について、運行実績に応じて十分な補助が行われるよう、補助制度の充実を図ること。

また、利便性向上を図るためのバス交通ネットワークの見直しなど、地域公共交通の再編・整備の取組に対して、支援の拡充及び十分な予算の確保を図ること。

2　ＩＣカードシステム補助制度の充実

バス事業者において、利用者の利便向上のため、ＩＣカードシステムの導入が進められているところであるが、多額の費用を要することから、導入が円滑に行われるよう、国において十分な予算の確保を図ること。

3　規制緩和による公共交通の充実

過疎地域等について日常の買物等が困難な者への対応を図るため、貨客混載の規制緩和を推進するとともに、国において必要な支援を行うこと。

4 都道府県指定がん診療病院に対する診療報酬上の評価について

がん患者がどこに住んでいても質の高いがん医療を受けることができるよう、国が2次医療圏ごとにがん医療の拠点となる拠点病院等を指定し、加えて、都道府県が地域においてがん医療の中核的な役割を担う病院を独自に指定し、地域のがん医療提供体制の一層の充実を図ることとしている。

これらの国指定病院及び都道府県指定病院については、「地域医療への貢献」という観点から診療報酬上の評価（DPC制度における地域医療係数の加点）がなされてきたところであるが、平成28年度の診療報酬改定に当たり、都道府県指定病院を評価対象外とすることが検討されている。

しかしながら、都道府県指定病院は、国指定病院に準ずる診療体制や診療実績を有し、地域のがん医療に大きく貢献しており、今後、高齢化の進展に伴うがん患者の増加が予想される中、都道府県指定病院が地域のがん医療において果たす役割は、ますます大きくなるものと考えられる。

地域医療への貢献に対する評価は、都道府県指定病院が地域のがん医療のさらなる充実に向けて取り組む大きなインセンティブとなることから、地域において質の高いがん医療提供体制が維持されるよう、引き続き都道府県指定病院に対し診療報酬上の適切な評価を行うこと。

5 国による福祉医療費助成制度の創設及び国庫負担金等の削減措置の廃止について

子ども、重度心身障害者、母子家庭等の福祉医療に関するセーフティネットは、社会保障政策の中に位置づけられるべきであり、本来、国が責任をもって、制度を構築すべきものである。

現在、全国の自治体が、子ども、重度心身障害者、母子家庭等の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう医療費の自己負担を補助する地方単独の医療費助成を実施している。

特に、人口減少対策が、国と地方自治体が総力を挙げて取り組まなければならぬ喫緊の課題となる中で、多くの地方自治体が、子育てしやすい環境づくりの一環として、子どもの医療費助成の充実を図っている。

一方、国は、地方自治体による医療費助成（現物給付方式）の取組に対して、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして国民健康保険国庫負担金等を削減するペナルティを科しており、地方自治体による子育て環境づくりや障害者等を支援する取組を阻害している。

このような中、国は「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」を立ち上げ、子どもの医療費の自己負担の在り方や国民健康保険の国庫負担の在り方を含め検討していくとされているが、今後の議論の行方は不透明である。

については、これらの状況を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 子どもをはじめとして、重度心身障害者、母子家庭等が安心して医療を受けられるよう、国として、福祉医療費助成制度を早急に創設すること。

2 地方の取組の意義と現実を評価し、国民健康保険国庫負担金等の削減措置を直ちに廃止すること。

6 男性不妊治療に係る助成制度の創設・拡大について

不妊に悩む夫婦の割合や不妊治療により出生した子供の割合は近年増加しており、不妊は社会全体で身近な問題となっている。

しかしながら、不妊は女性に原因があるというイメージがいまだ社会に根強く、不妊の原因のうち、男女両方に原因がある場合を含めおよそ半分は男性に起因するという事実を知らない人が多い。

不妊治療の一部は保険適用外診療であり、そのため住民には不妊治療に係る新たな支援を求める声がある。

例えば、男性不妊原因である無精子症により精子採取術を行った場合は保険適用外であり、治療費の経済的負担が大きい。

国においては、社会全体に男性不妊についての正しい知識を啓発し、男性不妊治療を促進するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

男性不妊治療の一つである精子採取術（TESE・MESA・PESA）の治療費に対する助成制度の創設又は当該治療に対し特定不妊治療費助成額の拡大をすること。

7 関東圏における交通ネットワークの強化について

現在、グローバル化の進展による世界規模での競争激化に直面する中、これまで我が国の経済発展等をけん引してきた関東圏が引き続き活力を維持しながら発展するためには、海外と国内、都市と地域など多様な地域を結ぶネットワークを強化し、世界経済の発展にとって不可欠な存在となることが必要である。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、大幅な増加が見込まれる国内外からの観光客等のストレスのない滞在を確保し、再訪を促すためには、各地域の魅力アップはもとより、目的地へスムーズに移動できるようにしなければならない。

一方、関東圏は高速道路を始めとした社会インフラなどが整備され、このことが豊富な労働力などとともに日本を経済大国へと成長させる原動力の一つとなつたが、人口減少や少子・高齢化が進み、かつてのような高い経済成長が見込めない中、今後は、既存の資源を有効に活用しながら、長期的な視点を持ち、日本の魅力を高める投資が求められる。

そこで、関東圏においては、これまでの集積を活かしながら国際空港や港湾を拠点とした交通ネットワークづくりをはじめ、交通アクセスの向上や交通混雑の緩和、さらには非常時における代替性の向上等を図っていく必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 首都圏空港の機能強化と鉄道網の整備促進

(1) 成田・羽田両空港の年間発着容量75万回の能力を最大限に活用するとともに、空港施設の改善や人員の増加など出入国審査手続きの更なる円滑化・迅速化を図ること。

また、今後も拡大が見込まれる航空需要に対応し、国際線ネット

トワークを一層充実させるため、航空機騒音等が地域に与える影響にも最大限に配慮しつつ、国から協力要請のあった成田空港の第3滑走路の整備及び提案のあった羽田空港の新たな飛行経路の設定、更には首都圏空港機能強化技術検討小委員会の中間取りまとめにある横田飛行場、茨城空港、富士山静岡空港等の活用など、将来を見据えた首都圏空港機能の更なる強化に向け検討を進めること。

あわせて、首都圏の空港機能の強化に資する横田空域の返還を早期に実現すること。

(2) 都心と両空港間の鉄道アクセス改善に向け、国の責任において国家プロジェクトとして「都心直結線」の検討を進めるとともに、長期的には、両空港間に同一空港並みの利便性を実現させるため、国策として両空港間を結ぶリニアモーターカーの検討を開始すること。

(3) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な運営を見据え、JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転の早期実現を図るとともに、JR京葉線の複々線化に取り組むなど、都市鉄道のネットワークの拡大、利便性の向上を図ること。

2 道路ネットワークの整備加速

(1) 「人」と「もの」のスムーズな流れや非常時に対応したリダンダンシーを確保するとともに、長期にわたり社会・経済に好循環をもたらすストック効果を早期に発揮させるため、首都圏中央連絡自動車道や東京外かく環状道路等の高速道路ネットワークの整備を加速すること。

(2) 我が国の玄関口である成田国際空港から都心及び関東各地の産業・観光拠点等への快適なアクセスの実現のため、これらを結ぶ首都圏中央連絡自動車道の大栄・横芝間や北千葉道路等の道路整備を加速するとともに、圏央道の暫定2車線区間の4車線化に早期に着手すること。

また、圏央道へのアクセス道路の機能強化や京葉道路等の渋滞対策についても早期に実施すること。

8 国の「健康・医療戦略」等への「未病」の明確な位置づけについて

超高齢社会を迎えた我が国では、2010年から2025年までの15年間で、65歳以上の高齢者は約709万人増加し、社会全体の高齢化率が23%から30%に大幅に上昇することから、高まる医療・介護ニーズへの対応に引き続き取り組むとともに、健康寿命を伸ばし、高齢になっても健康で生き生き暮らせる社会を実現する必要がある。

そのためには、病気になってから取り組むのではなく、健康と病気の間を連続的に変化する状態である「未病」の段階から、健康に近づける取組みを推進する必要がある。

同時に、超高齢社会における成長産業として、「未病」を新たな市場・産業の創出につなげていく必要がある。

国においては、「健康・医療戦略」（平成26年7月策定）や「健康・医療戦略の実行状況と今後の取組み方針2015」（平成27年7月決定）において、地方の先駆的な取組みとして「未病産業の創出」や「「健康・未病産業」をはじめとした健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出」といった神奈川県の取組みが紹介されているが、今後は、国として未病に取り組んでいくことが望まれる。

については、健康・長寿社会の実現に向けた「未病」の取組みを全国的に推進するため、未病コンセプトや具体的な取組みの方向を国家戦略である「健康・医療戦略」に具体的に位置づけるなど、特段の措置を講じられたい。

9 平成 27 年度経済対策の実施について

先般、内閣府より発表されたGDP速報値によると、2015年4－6月期の実質GDP成長率は、前期比▲0.3%（前期比年率▲1.2%）となっており、個人消費（▲0.7%）や設備投資（▲0.9%）、輸出（▲4.4%）の弱さから3四半期ぶりのマイナスとなっている。

今後は、個人消費と輸出が増加に転じ景気は持ち直すとの見方もあるが、最近の中国経済の減速、アメリカの設備投資の減退、年後半の公的需要の落ち込みなどを踏まえると、事態は楽観視できる状況とはいえない。

また、マクロ的には踊り場局面と言われているが、アベノミクス効果は地方や中小企業等にはいまだ十分に及んでいないばかりか、足元では地方経済の回復基調の減退も見られる状況である。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 経済の好循環を維持・拡大していくために、景気の下振れリスクに備え、時期を逸することなく、個人消費の喚起、中小企業支援、地域経済を支えるインフラ整備等について、早急に経済対策を行うこと。
- 2 特に、インフラ整備については、近年の公共事業費の大幅削減に加え、昨年度補正予算における追加額が0.4兆円に留まっていることから、防災・減災対策や国土強靭化の取組をはじめ、地域の経済活動や生活を支えるインフラ整備の円滑な実施に支障が生じ、事業効果の発現が遅れている状況である。このため、経済対策の実施に当たってはこのようなインフラ整備について十分な予算措置を講じること。

10 地域の実情に応じた大都市制度の見直しについて

人口減少が進行する中で、わが国が将来にわたって安全で快適な地域を維持し、世界的な都市間競争の中で、豊かで魅力的な地域を形成するためには、行政の効率化・最適化を図っていくことが重要である。

全国の指定都市市長会は、政令指定都市と道府県との二重行政の解消のため、これまで一貫して、道府県から独立した権限を有する「特別自治市」を求める提案を行ってきた。

国は、この課題に対処するため、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」を導入し、同法律に基づく「大阪都構想」の住民投票が実施されたところである。また、国は、地方自治法の改正により、平成28年4月から「指定都市都道府県調整会議」を設置することとし、併せて「総合区」の設置を可能とするなど、新しい動きも見られる。

道府県においても、大阪都構想のほか、中京都構想や新潟州構想の提起に見られるように、とりわけ、道府県庁所在地が政令指定都市である場合に、地域の魅力づくりや広域的な行政等において、道府県と政令指定都市との一体的な政策推進を図る大都市制度が模索されている。しかしながら、現行の「大都市地域における特別区の設置に関する法律」では、200万人以上という人口要件があり、対象となる政令指定都市は限定されている。

そこで、その限定要件を緩和し、地域の実情に応じた大都市制度の選択が可能となるよう、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」を改正し、「道府県庁が所在する指定都市」を対象とすることを検討されたい。

11 都道府県医療計画等の策定における保険者等関係者から 都道府県への情報提供について

地域医療構想を含む医療計画などの都道府県計画の策定に際しては、保険者等関係者が有している医療レセプトなどの情報は、都道府県が区域内における受療動向等を把握するために重要な情報である。今後、医療提供体制の構築や医療保険制度等について、都道府県の役割・責務が今まで以上に求められる中、都道府県は、こうした医療レセプト情報を分析した上で取組を行っていく必要がある。

ところが、法的には、地方公共団体は、保健・医療・介護に関する取組の実施を義務付けられているにも関わらず、保険者等関係者に情報提供を求めることができるのみで、保険者等関係者から都道府県に対する情報を提供する義務はなく、都道府県に対して情報提供を行う場合のルールすら定められていない状況である。

こうした中、個人情報保護の観点から、都道府県からの依頼に対し、保険者等関係者から情報提供が行われない事案があり、地域医療構想をはじめとする都道府県計画の策定を行う上で、支障が生じている。

については、都道府県への取組支援のため、保険者等関係者からの都道府県に対するレセプト等の情報提供のルールづくりを早急に講じられたい。

12 平成27年9月関東・東北豪雨による被害への対応について

平成27年9月関東・東北豪雨により、茨城県及び栃木県においては6名の方が犠牲になったほか、両県において住家被害が13,000棟を超えるなど、甚大な被害が発生した。

河川、鉄道・道路等の公共施設、医療機関、社会福祉施設や学校施設、社会教育施設、農作物や農林業用施設にまで被害がおよぶとともに、多量の災害廃棄物が発生するなど、極めて深刻な被災状況にある。

国においては、去る10月7日、農地等の復旧事業に対し、全国を対象とする激甚災害を指定するなど速やかな対応がなされたが、地域住民の安全・安心な日常生活が一日も早く取り戻せるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 被災者の生活再建支援について

被災者生活再建支援法の適用にあたっては、市町村の区域にとらわれることなく、同一災害の被災者が等しく支援を受けられるよう、制度改正を行うこと。

また、支援金の支給にあたっては、近年における住宅建設費用等の増加を踏まえて限度額を引き上げるとともに、対象となる被災世帯を「全壊」、「大規模半壊」に限定せず、半壊から対象とするほか、適用の基準に半壊世帯数を含めるなど、日常生活に大きな支障が生じる世帯にも拡大すること。

これらの財源を確保するため、被災者生活再建支援基金への国庫補助の割合を引き上げるなどの措置を講ずること。

さらに、災害救助法に基づく住宅の応急修理について、「半壊」の場合に求められる所得要件を撤廃し、被災者が等しく支援を受け

られるよう特例措置を講ずること。

災害援護資金貸付金に係る被災者への貸付利率や償還期間などについて、被災者の負担軽減を図ること。

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度について、住宅再建に係る被災者の負担軽減を図るため、現行制度よりも融資利率を引き下げるなど、特段の配慮を行うこと。

2 被災した農林業者への支援について

農林業用ハウス等の施設の再建及び修繕、農業機械の再取得等に対し、「被災農業者向け経営体育成支援事業」を早期に適用すること。

なお、同事業の適用にあたっては、倒壊した農林業用ハウスやハウス内に流入した土砂等の撤去及び農業用機械の修繕や耐用年数を超過した機械に対する特例を設けること。

農業共済制度の対象とならない収穫後の米についても、特段の救済措置を講ずること。

また、被災した農林業者が速やかに経営を再開できるよう、加入している農業共済の補償割合の嵩上げ措置や、災害関連資金の無利子化を図ること。

3 被災中小企業に対する支援について

被害を受けた中小企業に対し、事業再開に向けた施設・設備等の復旧に係る助成制度を創設するなど、必要な支援策を講ずること。

また、被災中小企業が融資を受ける際に、中小企業信用保険法において、セーフティネット保証の要件緩和や保証料の負担軽減、保証枠の拡大が図られるよう、早急に制度の充実を図ること。

さらに、被災により過大な債務を負った中小企業の事業再生を支援するために、中小企業再生支援協議会の支援体制の充実や中小企

業再生ファンドへの出資の増額など、状況に応じた特段の配慮を行うこと。

4 公共土木施設等の災害復旧について

河川・橋梁をはじめ、砂防、道路等の災害復旧事業及びがけ崩れ等の災害関連緊急事業の早期採択と予算の確保を図るとともに、水道施設などのライフライン、医療機関、社会福祉施設、学校施設、社会教育施設等の復旧について、特段の支援策を講ずること。

また、山腹崩壊地や荒廃渓流、被災した治山施設、林道等を早期に復旧するため、必要な予算を確保するとともに、採択基準の緩和や事業対象の拡大を図ること。

なお、災害復旧事業の採択にあたっては、原形復旧にとどまらず、再度の災害発生を防止するため、必要な改良工事も事業対象に含めること。

5 洗掘された宅地部の復旧制度の創設について

今回被災した個人住宅部における洗掘箇所の復旧については、既存の補助制度では対応できない状況にあり、個人はもとより市が復旧するには、大きな財政負担を強いられるため、新たな支援制度を創設するなど、特段の措置を講ずること。

6 関東鉄道常総線に対する財政支援について

通勤・通学など地域住民の身近な交通手段である関東鉄道常総線においては、鬼怒川の決壊により線路設備等に深刻な被害が生じていることから、早急な全線復旧に向けて十分な財政支援など、特段の配慮を行うこと。

7 災害廃棄物の処理について

被災地域においては、今回の災害により大量の廃棄物が発生しており、その撤去のために過大な負担を強いられることから、必要な費用の全額を国が支援すること。

8 保健衛生対策について

感染症の発生・まん延を防止するため、被災地における消毒や害虫駆除等の感染症予防に係る財政措置について特段の配慮を行うこと。

また、避難所における健康管理などに従事した保健医療専門職の人件費等に係る財政措置について特段の配慮を行うこと。

9 激甚災害の指定について

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、中小企業に関する特別の助成等の措置について、早期に指定すること。

10 災害復旧に係る地方財政措置について

被災地方公共団体が被災者支援などのために必要な財政需要に柔軟かつ的確に対処できるよう、特別交付税の増額について特段の配慮を行うこと。

11 社会資本整備財源の十分かつ安定的な確保

国及び地方の社会資本整備財源を十分かつ安定的に確保することにより、災害に強い国土づくりを着実に進めること。

特に、今回の災害において国や県が管理する河川管理施設の多くに被害が生じたことから、鬼怒川をはじめとする各河川において治水安全度を高めるため、河川改修の迅速化を図ること。